

---

和歌山市告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。

平成21年7月8日

和歌山市長 大橋 建一

和歌山市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地先公有水面埋立地673.99平方メートルを和歌山市久保丁四丁目に編入する。

---